

富山県看護協会  
災害受援マニュアル



公益社団法人 富山県看護協会  
2022年3月



## 目 次

1 目的	…… 1
2 日本看護協会との連携体制	…… 1
3 富山県との連携体制	…… 2
4 派遣要請の手順	…… 4
5 県看護協会の支援ナース受入体制整備	…… 4
6 支援活動中の連絡体制等	…… 5
7 支援終了の判断	…… 5
8 事務局の役割分担	…… 5
9 県外からの災害支援ナース受入れ手順	…… 6
■ 様式・資料	…… 7



# 災害支援ナース受入れマニュアル

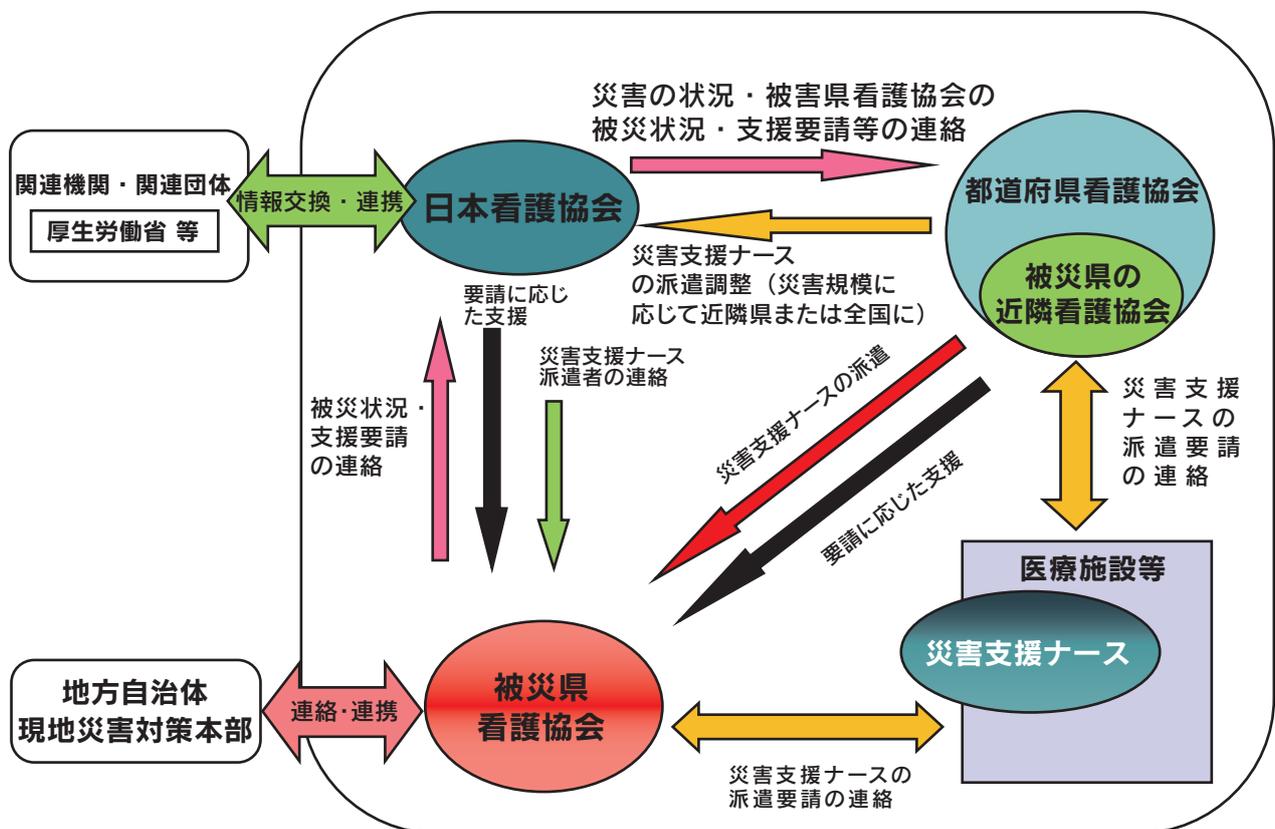
## 1. 目的

本マニュアルは、富山県と富山県看護協会の「災害時の医療救護に関する協定」及び、日本看護協会との「災害支援ナース派遣に関する協定」に基づき、災害発生時の支援要請について定めるものである。災害に及ぼす生命や健康への被害を少なくするために、災害支援の対応区分であるレベル2又はレベル3に該当する大規模災害に対して、災害支援ナースの派遣を県外の看護協会に要請するものである。

## 2. 日本看護協会との連携体制

大規模災害発生時に円滑に災害支援体制を整え、効果的な支援活動を開始するために、日本看護協会と災害支援ネットワークシステムを用い相互の連携を図る。災害支援ナースの派遣を県外の看護協会に要請する場合、日本看護協会に派遣要請を行う。日本看護協会は、災害支援の対応区分がレベル2の場合は近隣県看護協会から、レベル3の場合は全国の都道府県看護協会から、災害支援ナースの派遣調整を行い、富山県看護協会に災害支援ナースを派遣する。富山県看護協会は災害支援ナースの受援体制に入る。

# 日本看護協会災害支援ネットワークシステム



出典：日本看護協会 災害支援ナース派遣要領 改変

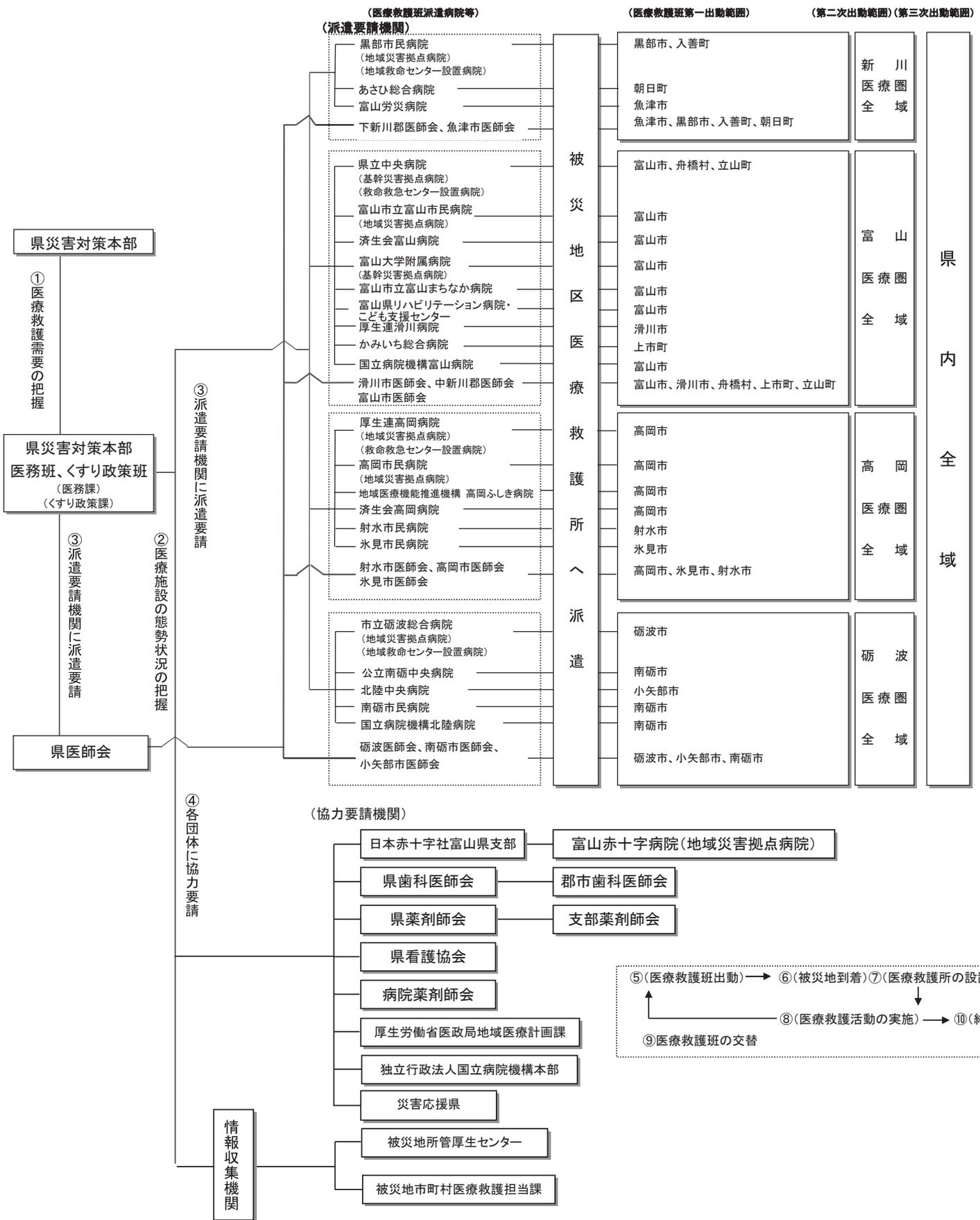
## 参考〉日本看護協会の災害支援の対応区分

対応区分	災害の規模	被災県に協力する看護協会	派遣調整
レベル1 単独支援対応	被災県看護協会のみで災害時の看護支援活動が可能な場合	被災県看護協会	被災県看護協会
レベル2 近隣支援対応	被災県看護協会のみでは災害時の看護支援活動が困難または不十分な場合	近隣県看護協会 (被災県看護協会を含む)	日本看護協会
レベル3 広域支援活動	被災県看護協会及び近隣県看護協会のみでは災害時の看護支援活動が困難または不十分な場合 支援活動が長期化すると見込まれる場合	全国の都道府県看護協会(被災県看護協会および近隣県看護協会を含む)	

出典：日本看護協会 災害支援ナース派遣要領

### 3. 富山県との連携体制

- 1) 富山県では、災害時における医療救護活動指揮連絡系統として、災害時県庁内に県災害対策本部が設置され、富山県看護協会は協力要請機関として位置づけされる。
- 2) 県災害対策本部設置後は、同本部内で日看協への災害支援ナース派遣要請の必要性について協議を行う。県内の避難所・救護所に対して、県災害対策本部が県外からの支援を受け入れる必要があると判断した場合は、県からの派遣要請を受け、日本看護協会に派遣を要請することを基本とする。
- 3) 県内の医療施設、社会福祉施設において支援が必要な場合においては、県協会対策本部の判断をもって、日本看護協会に派遣を要請する。



出典：富山県防災課 地域防災計画

## 4. 派遣要請の手順

### 1) 災害対策本部の設置

富山県看護協会は県内で災害が発生時、必要が確認された場合は「富山県看護協会災害対策本部」(以下、県協会対策本部とする)を協会内に設置する。

(県協会対策本部の設置(基準・組織)については災害看護支援マニュアルを参照)

### 2) 現地被災情報の収集

可能な場合は被災地へ出向き、また出向けない場合は、その他の手段を用いて情報収集する。

### 3) 日看協へ被災状況の提供

日看協へ、被災状況、支援施設等の情報を収集し、提供する。**様式A**

### 4) 県外からの災害支援ナース受入れ協議

県協会対策本部は、被災地からの被災状況の報告及びその他の情報収集で得た災害状況をもとに県調整本部と要請人数、派遣場所の協議を行う。

### 5) 県からの災害支援ナースの派遣要請

県知事から要請人数、派遣場所等の派遣要請を受けた後、直ちに日看協へ派遣を依頼する。**様式B**

### 6) 日看協からの災害支援ナース派遣者の報告

日看協から県協会対策本部へ派遣シフト表 **様式3・4** が届いたら、県調整本部へ報告する。

## 5. 日本看護協会災害支援ナースの受入れ体制整備

### 1) 事務局に調整窓口を設置 ⇒ 富山県担当者と連携体制をとる

- ・ 県内被災状況等を常に情報収集し、県協会対策本部に報告する。
- ・ 県協会対策本部、日本看護協会の動きを、県災害対策本部に伝える。
- ・ 県協会対策本部で今後の動きについて協議する。
- ・ 日本看護協会の災害担当者が派遣調整のため訪れた場合は、当該担当者を補佐する。

### 2) 当協会が集合場所となる場合は、受入れ体制の整備を行う。

- ・ 県内交通事情・宿泊施設等の情報を収集し、移動手段、宿泊施設の確保等
- ・ 受入れ場所(部屋)の確保
- ・ 必要物品の準備

### 3) 被災地が近隣県の場合で当協会が拠点・集合場所となる場合も、受入れ体制整備を行う。

- ・ 県内から被災地への交通事情・宿泊施設等の情報を収集、移動手段、宿泊施設の確保等
- ・ 受入れ場所(部屋)の確保
- ・ 必要物品の準備

## 6. 支援活動中の連絡体制等

- 1) 活動中の災害支援ナースからの緊急連絡等に備え、24時間連絡をとれる体制を構築する。
- 2) 余震等、支援活動中に、災害支援ナースに危険が及ぶような事象が発生した場合は、積極的に状況把握を行う。情報は、各災害支援ナースの所属施設及び日本看護協会へ伝達する。

## 7. 支援終了の判断

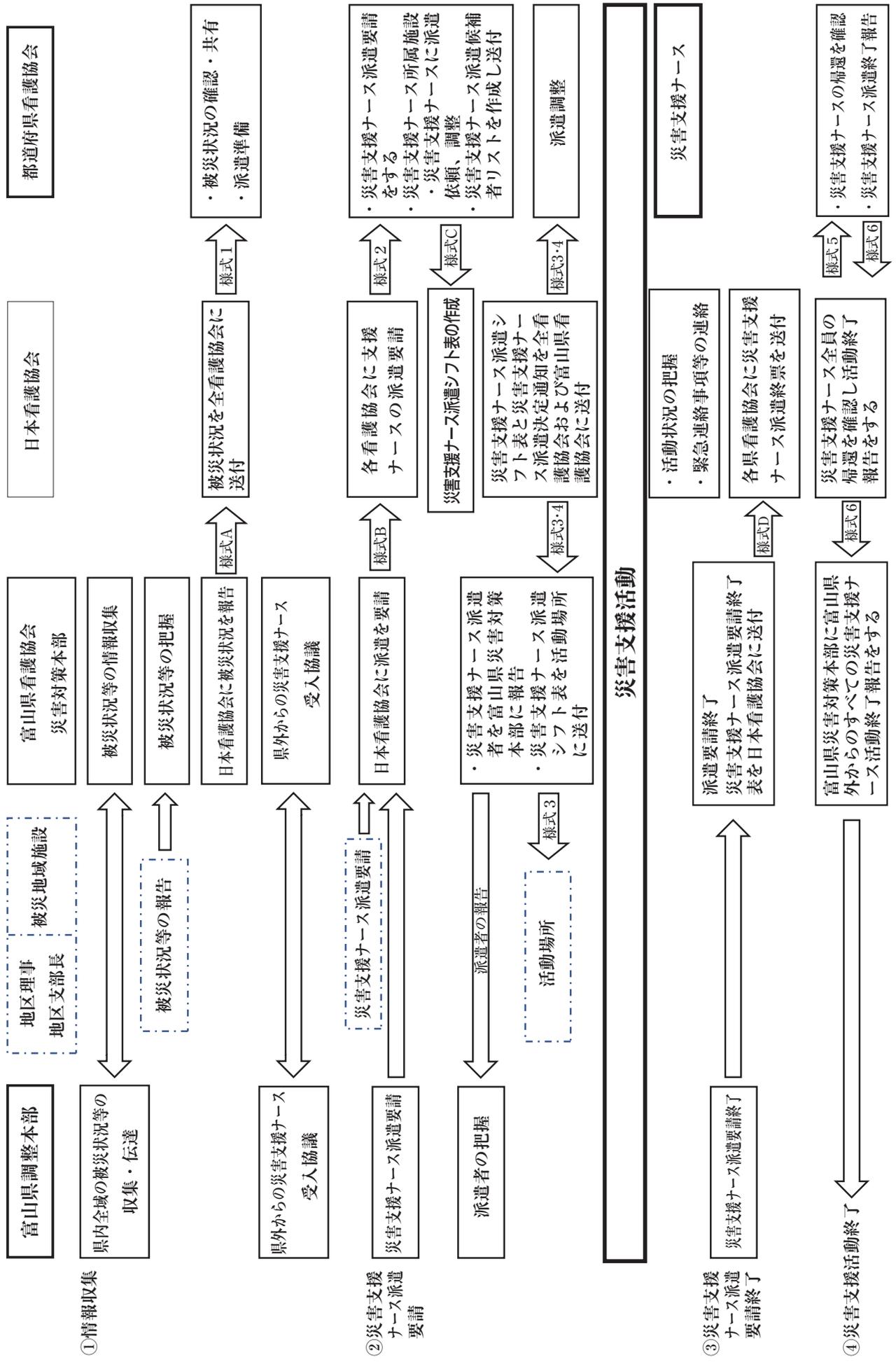
県災害対策本部と県協会対策本部は、災害支援ナース派遣要請の終了の時期（基本的に1か月を目途）等について、協議し、日本看護協会へ伝達する。様式D

## 8. 事務局の役割分担

※県協会対策本部において役割項目ごとに班を編成し対応する

項目	内容	担当
協会の被害状況の情報収集、確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員の安否確認</li> <li>・職員の安否確認</li> <li>・協会建物の被害状況及びライフラインの確認</li> </ul>	専務理事 事務局長
関係機関との連絡・調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山県（県調整本部）</li> <li>・日本看護協会</li> <li>・近隣県看護協会</li> <li>・その他関係機関</li> </ul>	専務理事 事務局長
災害に関する情報収集及び集約・発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況</li> <li>・交通網の状況</li> <li>・ライフラインの確認</li> <li>・救護・支援の状況</li> <li>・被災者の状況</li> </ul>	事務局長 事務局
県外からの災害支援ナース受入れと調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害支援ナース受入れ協議</li> <li>・要請人数・派遣場所の検討</li> <li>・県調整本部との協議</li> <li>・日看協への派遣要請</li> <li>・災害支援の交通手段の確保</li> <li>・災害支援ナースの宿泊場所の確保</li> <li>・その他必要物品の調達</li> </ul>	専務理事 常任理事 事務局長・事務局
記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部の記録</li> <li>・災害支援ナース活動報告書のとりまとめ</li> </ul>	事務局長・事務局
支援活動に関する費用報告等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の協定書に基づく書類提出</li> <li>・義援金のとりまとめ</li> </ul>	事務局長・事務局
マスコミ対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する看護協会の活動等について</li> </ul>	専務理事

## 9. 県外からの災害支援ナース受入手順



## 様式・資料

- 様式 A 災害状況連絡票—第（ ）報
- 様式 B 災害支援ナース 派遣要請票—活動場所①—第（ ）報
- 様式 C 災害支援ナース 派遣候補者リスト—第（ ）報
- 様式 D 災害支援ナース 派遣要請終了票—第（ ）報
- 様式 E 災害支援ナース 派遣終了票
- 様式 1 災害発生に関する報告書—第（1）報
- 様式 2 災害支援ナース 派遣要請—活動場所①—第（ ）報
- 様式 3 災害支援ナース 派遣シフト表—活動場所①—第（ ）報
- 様式 4 災害支援ナース 派遣決定通知—第（1）報
- 様式 5 災害支援ナース 派遣要請終了票
- 様式 6 災害支援ナース 活動終了報告
- 災害時の医療救護活動に関する協定書
- 災害時の医療救護活動に関する協定実施細目

\*

様式 A・B・C・D・E・1・2・3・4・5・6は「日本看護協会災害マニュアル」様式  
受援時使用するものは様式 A・B・D・E・3・4・6

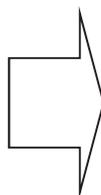


# 様式 A

(送付枚数：本紙含め 枚)

<西暦 年 月 日 時 分現在>

送信元	(被災県)	看護協会
	担当者：	
	FAX：	



宛先	日本看護協会 会長
	担当部署： 看護開発部 看護業務・医療安全課
	災害専用 FAX：03-6704-8731
	電子メール：saigai-na@nurse.or.jp

## 災害状況連絡票-第 ( ) 報

災害： \_\_\_\_\_ について

現時点の被害状況下記のとおりです。

<b>1. 県協会の役職員・建物等の被害状況</b>			
○建物の被害	1. なし	2. あり→被害状況 ( )	
○通信手段の影響	1. なし	2. あり→今後の通信手段 ( 電話 ・ FAX ・ メール ・ その他 )	
○設備・備品等の破損	1. なし	2. あり	
○ライフラインの障害	1. なし	2. あり→被害状況 ( 電気 ・ ガス ・ 水道 )	
○役職員の被災	1. なし	2. あり→被災状況 ( )	
○業務遂行への影響	1. なし	2. あり→影響の程度 ( 全面不可 ・ 一部不可 )	
<b>2. 会員及び地域からの支援要請</b>			
○会員施設からの要請	1. なし	2. あり ( )	3. 不明
○地域からの要請	1. なし	2. あり ( )	3. 不明
<b>3. 災害支援ナースの派遣要否</b>			
	1. 不要	2. 要 (自県のみで対応)	3. 要 (他県からの支援) 4. 検討中
<b>4. 交通機関への影響、特記・その他連絡事項</b>			
※日本看護協会記入欄 レベル 1 ・ 2 ・ 3 (決定日： 年 月 日)			

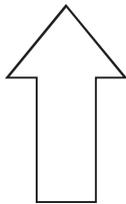
### 日本看護協会への連絡方法



# 様式C

＜西暦 年 月 日 時 分現在＞

看護協会	
送信元	担当者(役職)
	TEL
	電子メール



日本看護協会 看護開発部 看護業務・医療安全課
担当者
宛先 FAX:03-6704-8731
TEL:03-6704-8730
電子メール:saigai-na@nurse.or.jp

## 災害支援ナース派遣候補者リスト-第( )報

日本看護協会に送信後は、この通し番号を絶対に変えないでください。変更・削除等の場合は、その旨を「変更・削除」欄に明記してください。候補者に追加がある場合は、新しい番号を追加してください。追加送信はシート「記入例②(追加送信の場合)」をご参照ください。

No	変更・削除	名前	所属施設名	職能	経験年数	指導者養成研修修了者	交通・宿泊費											
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		

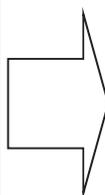
# 様式 D

(送付枚数：本紙含め 枚)

<西暦

年 月 日 時 分現在>

送信元	(被災県)	看護協会
	担当者：	
	FAX：	



宛先	日本看護協会
	看護開発部 看護業務・医療安全課
	担当者
	災害専用 FAX：03-6704-8731 電子メール：saigai-na@nurse.or.jp

## 災害支援ナース派遣要請終了票-第 ( ) 報

災害名： \_\_\_\_\_

下記活動場所への災害支援ナースの派遣要請を終了します。

活動場所	活動終了予定日
①	西暦 年 月 日 ( )
②	西暦 年 月 日 ( )
③	西暦 年 月 日 ( )

### 日本看護協会への連絡方法

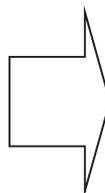
# 様式 E

(送付枚数：本紙含め 枚)

<西暦

年 月 日 時 分現在>

送信元	(派遣元)
	看護協会
	担当者：
FAX:	



宛先	日本看護協会
	看護開発部 看護業務・医療安全課
	担当者
	災害専用 FAX：03-6704-8731 電子メール：saigai-na@nurse.or.jp

## 災害支援ナース派遣終了票

災害名： \_\_\_\_\_

派遣した全ての災害支援ナースの帰還を確認しましたので  
報告いたします。

日本看護協会への連絡方法

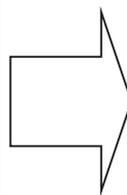
--

# 様式 1

(送付枚数：本紙含め 1枚)

<西暦 年 月 日 時 分現在>

送 信 元	日本看護協会
	看護開発部 看護業務・医療安全課
	担当者：
	災害専用 FAX：03-6704-8731 電子メール：saigai-na@nurse.or.jp



宛 先	各都道府県看護協会 会長 様
--------	-------------------

## 災害発生に関する報告書-第(1)報

災害発生日	西暦 年 月 日 ( ) 時 分ごろ		
被災地域			
災害名			
被害状況 (〇月〇日 〇時現在)	人的被害	死者	人
		行方不明	人
		重傷	人
		軽傷	人
	住家等被害	倒壊家屋	全壊： 半壊： 床上浸水： 床下浸水：
情報源	〇〇県看護協会からの情報は以下のとおり ・ 〇〇県看護協会の建物被害なし。 役職員の被災、ライフラインの障害なし。 ・ 停電：県全域での停電〇〇家屋。 <避難状況> ・ 〇〇市内 避難所〇箇所、福祉避難所〇箇所を開設。 ・ 〇〇市 避難所〇箇所 (〇名) ・ 現時点で〇〇の福祉避難所への派遣の相談を受けているが、詳細は不明。 今後検討予定。		
本会の対応	【災害レベル】 1・2・3・未定 引き続き都道府県看護協会と連携し、情報収集に努める。		

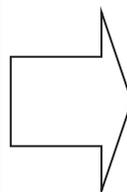
### 日本看護協会への連絡方法

# 様式2

(送付枚数：本紙含め 枚)

＜西暦 年 月 日 時 分現在＞

送信元	日本看護協会
	看護開発部 看護業務・医療安全課
	担当者：
	災害専用 FAX：03-6704-8731 電子メール：saigai-na@nurse.or.jp



宛先	各都道府県看護協会
	ご担当者様

## 災害支援ナース派遣要請-活動場所①-第( )報

災害名：\_\_\_\_\_

下記の依頼内容をご確認の上、派遣が可能な場合は「様式C：災害支援ナース派遣候補者リスト」に必要事項をご記入のうえ、日本看護協会までご返信ください。

\*現地の状況により変更されることがあります。

1. 活動場所	名称：
	住所：
	電話番号：
	責任者：
2. 支援期間	西暦 年 月 日( ) ～ 年 月 日( )
3. 必要人数	1日あたり 人
4. 現地で連絡をとる相手	氏名：
	所属：
	電話番号：
5. 交通ルート	
6. ライフライン	電気 ・ ガス ・ 水道 ・ その他( )
7. 災害支援ナースへの支援環境	寝具提供： 有 ・ 無 ・ その他( )
	食事提供： 有 ・ 無 ・ その他( )
	保清方法： シャワー ・ 清拭 ・ その他( )
8. その他(特に持ってきた方がよいと思われるもの・注意事項等)	

### 日本看護協会への連絡方法

--

# 様式3

<西暦 年 月 日 時 分現在>

## 送信元:日本看護協会 災害支援ナース派遣シフト表-活動場所①-第( )報

派遣期間:西暦 年 月 日( ) ~ 月 日( )

施設名:	
担当者:	
住所:	
電話:	

現地緊急連絡先	施設名:
	担当者:
	住所:
	電話:

※派遣期間には移動日を含みます。  
 ※変更等がある場合は、速やかに右記担当部署までご連絡ください。  
 ※現地の状況により活動体制・場所などは変更されます。

担当部署:日本看護協会 看護開発部 看護業務・医療安全課  
 TEL:03-6704-8730 FAX:03-6704-8731(担当)  
 電子メール:saigai-na@nurse.or.jp

本会 NO	都道府 県名	県 協会 NO	変更・削除	名前	所属施設名	職能	経験 年数	指導者 養成研 修受講 者	交通・ 宿泊費								
1										/	/	/	/	/	/	/	/
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	

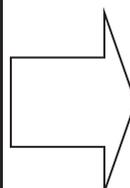
# 様式 4

(送付枚数：本紙含め 1枚)

<西暦

年 月 日 時 分現在>

送 信 元	日本看護協会 看護開発部 看護業務・医療安全課
	担当者：



宛 先	各都道府県看護協会 ご担当者様
--------	--------------------

## 災害支援ナース派遣決定通知-第(1)報

災害名： \_\_\_\_\_

月 日、 : \_\_\_\_\_ までにご返信いただいた候補者リスト分について、下記のとおり派遣を決定し、当該看護協会に連絡しましたことをお知らせいたします。

活動場所	派遣 依頼数	派遣決定数			
		/ - /	/ - /	/ - /	/ - /
①	人	人	人	人	人
②	人	人	人	人	人
③	人	人	人	人	人
④	人	人	人	人	人
⑤	人	人	人	人	人

ご協力に感謝申し上げます。

日本看護協会への連絡方法

--

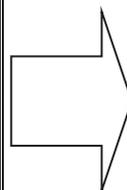
# 様式 5

(送付枚数：本紙含め 枚)

<西暦

年 月 日 時 分現在>

送 信 元	日本看護協会
	看護開発部 看護業務・医療安全課
	担当者：
	災害専用 FAX：03-6704-8731 電子メール：saigai-na@nurse.or.jp



宛 先	各都道府県看護協会 ご担当者様
--------	--------------------

## 災害支援ナース派遣要請終了票

災害名：\_\_\_\_\_

このたび要請のありました施設につき、すべての派遣が決定しましたので、派遣要請を終了いたします。

皆さまのご協力に、心より感謝申し上げます。

日本看護協会への連絡方法

--

# 様式 6

(送付枚数：本紙含め 1枚)

<西暦 年 月 日 時 分現在>

送信元	日本看護協会	宛先	各都道府県看護協会 会長 様
	看護開発部 看護業務・医療安全課 担当者： : :		

## 災害支援ナース活動終了報告

災害名: \_\_\_\_\_

標記災害における災害支援ナース全員の帰還が確認され、活動は全て終了いたしました。

災害支援ナースの派遣実績は以下の通りです。被災県を除き、都道府県看護協会より、総計 \_\_\_\_\_ 名の候補者リストをお送りいただきました。

多大なるご支援・ご協力に心より感謝申し上げます。

活動場所	派遣期間	派遣人数
①	～	名
②	～	名
③	～	名
④	～	名
⑤	～	名
	延人数	名

### 日本看護協会への連絡方法

--

## 災害時の医療救護に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と公益社団法人富山県看護協会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び富山県地域防災計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び富山県国民保護計画に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

### （災害医療対策チームへの参加）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、甲が災害対策本部内に編成する災害医療対策チームへの参加を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、必要な人員を参加させるものとする。

### （看護職員の派遣）

第4条 甲は、医療救護を実施する上で必要があると認めるときは、乙に対して保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、第2条に規定する医療救護計画に基づき、直ちに看護職員を派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に看護職員を派遣したときは、速やかにその旨を甲に報告し、甲の承認を得るものとする。この場合にお

いて、甲が承認した乙の看護職員の派遣は、甲の要請に基づく派遣とみなすものとする。

(他の都道府県に対する看護職員の派遣要請)

第5条 甲は、災害の規模等により、県内の医療従事者のみでの医療救護が困難と認めるときは、他の都道府県に対して看護職員の派遣を要請することができる。この場合において、甲は、乙に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(看護職員に対する指揮)

第6条 看護職員に対する指揮及び医療救護に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(看護職員の業務)

第7条 乙が派遣する看護職員は、甲又は市町村が避難場所、避難所及び災害現場等に設置する医療救護所を拠点として医療救護の業務に従事するものとする。

2 看護職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の傷病の程度の判定（トリアージ）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な看護の提供
- (3) 傷病者の医療機関への搬送の要否の判断及びその順位の決定
- (4) その他必要な措置

(看護職員の輸送)

第8条 甲は、医療救護が円滑に実施できるよう、看護職員の輸送について必要な措置を講ずるものとする。

(医薬品等の供給)

第9条 乙が派遣する看護職員が使用する医薬品等は、当該看護職員が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償)

第11条 甲の要請に基づき、乙が看護職員を派遣した場合（第4条第3項の承認を受けた場合を含む。）における次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 看護職員の派遣に要する経費
- (2) 看護職員が携行した医薬品等を使用したときの経費
- (3) 看護職員が医療救護の業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときの扶助費
- (4) 前各号のほか、この協定の履行に要した経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(他の都道府県への看護職員の派遣)

第12条 第2条、第4条及び前条の規定は、基本法第74条及び第74条の2、救助法第14条並びに国民保護法第12条及び第86条の規定に基づく他の都道府県への看護職員の派遣（次項において「他の都道府県への派遣」という。）について適用する。

2 第6条から第9条までの規定は、他の都道府県への派遣において準用する。この場合において、第6条及び第9条中「甲」とあるのは「他の都道府県」と、第7条第1項中「甲又は市町村」とあるのは「他の都道府県又は他の都道府県の市町村」と、第8条中「甲」とあるのは「甲又は他の都道府県」と読み替えるものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間この協定を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名のうえ、各1通を保有する。

平成26年12月25日

## 医療救護活動実施細目

富山県（以下「甲」という。）と公益社団法人富山県看護協会（以下「乙」という。）は、平成26年12月25日付けをもって締結した「災害時の医療救護に関する協定書」（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、実施細目を次のように定める。

### （医療救護計画）

第1条 協定第2条の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 看護職員の活動計画
- (2) 関係機関との通信連絡計画
- (3) 指揮系統
- (4) 医薬品、医療資器材等の備蓄
- (5) 訓練計画
- (6) その他必要な事項

### （派遣要請）

第2条 協定第4条第1項の規定による看護職員の派遣要請は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭で要請することができるものとする。

- (1) 派遣する地域
- (2) 派遣を要する人数
- (3) 派遣期間
- (4) その他必要な事項

2 協定第4条第3項に規定する緊急やむを得ない事情とは、通信途絶等のため甲の指示を待って出動すると医療救護の時機を失する場合等をいうものとし、甲の承認は、原則として市町村からの派遣要請等があった場合とする。

### （医療救護の報告）

第3条 乙は、協定第4条の規定により看護職員を派遣したときは、医療救護終了後速やかに、「医療救護報告書」（第1号様式）、「看護職員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

### （事故報告）

第4条 乙は、協定第4条の規定により看護職員を派遣した場合に、看護職員が医療救護の業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、「事故報告

書」(第4号様式)により速やかに甲に報告するものとする。

(医療救護所設置の特例)

第5条 協定第7条第1項に規定する災害現場等とは、災害現場のほか、医療救護が可能な被災地周辺の医療機関とする。

(費用弁償の額)

第6条 協定第11条第1項第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定第11条第1項第2号に規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定第11条第1項第3号に規定する扶助費の額は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)中扶助金に係る規定の例により算定するものとする。

(費用弁償の請求)

第7条 協定第11条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各看護職員分を取りまとめ、「費用弁償等請求書」(第5号様式)により甲に請求するものとする。

2 協定第11条第1項第3号に規定する扶助費については、支払いを受けようとする者が、「扶助費支給申請書」(第6号様式)により甲に請求するものとする。

(支払い)

第8条 甲は、前条の規定により請求を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは速やかに支払うものとする。

(医事紛争の処理)

第9条 乙は、医療救護の実施により傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ、紛争解決のため適切な措置を講ずるものとする。

(他の都道府県への看護職員の派遣)

第10条 第1条及び第6条から前条までの規定は、協定第12条の規定による派遣について適用する。

2 第2条から第4条までの規定は、協定第12条の規定による派遣について準用する。この場合において、第2条第1項中「第4条第1項」とあるのは「第12条」と、第2条第2項中「市町村」とあるのは「他の都道府県又は国」と、第3条及び第4条中「第4条」とあるのは「第12条」と読み替えるものとする。

別表（第6条関係）

区 分	日 当	時間外勤務手当	旅 費
富山県災害救助法施行規則（平成12年富山県規則第63号）別表第2（この表において「別表第2」という。）に規定する者	別表第2に定める額	別表第2に定める額	別表第2に定める額
別表第2に規定のない者	別表第2に定める看護師の日当の6/10に相当する額（100円未満切り捨て）	別表第2に定める看護師の日当の6/10に相当する額（100円未満切り捨て）を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額	別表第2に定める額

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年12月25日

発行年月 2022年3月

発行者 公益社団法人 富山県看護協会

編集 富山県看護協会災害看護委員会

担当理事 境 信子, 炭田 恵

委員長 樋口 正樹

委員 有田 幸子・飯澤 泉・酒井 貴代美・谷越 千代美

五本 友子・鈴木 浩美・能登 亜希

---

## 公益社団法人 富山県看護協会

〒930-0885

富山県富山市鶴島字川原 1907-1

T E L : 076-433-5680

F A X : 076-433-6428

<https://www.toyama-kango.or.jp>

E-Mail : [info@toyama-kango.or.jp](mailto:info@toyama-kango.or.jp)

---



